

環境省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 管理体制 (総括文書管理者)</p> <p>第3条 (略) <u>(公文書監理官)</u></p> <p><u>第3条の2 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 環境省に副総括文書管理者1名を置く。 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長(以下「官房総務課長」という。)をもって充てる。 3 副総括文書管理者は、<u>第3条</u>第3項各号に掲げる事務について<u>総括文書管理者及び公文書監理官</u>を補佐するものとする。</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 (略) (文書管理者)</p> <p>第6条 (略) (監査責任者)</p> <p>第7条 環境省に監査責任者1名を置く。 2 監査責任者は、<u>公文書監理室長</u>をもって充てる。 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員の責務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 管理体制 (総括文書管理者)</p> <p>第3条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 環境省に副総括文書管理者1名を置く。 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長(以下「官房総務課長」という。)をもって充てる。 3 副総括文書管理者は、<u>前条</u>第3項各号に掲げる事務について<u>総括文書管理者</u>を補佐するものとする。</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 (略) (文書管理者)</p> <p>第6条 (略) (監査責任者)</p> <p>第7条 環境省に監査責任者1名を置く。 2 監査責任者は、<u>官房総務課長</u>をもって充てる。 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員の責務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p>